

# 「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」 の概要

## I 背景

平成 21 年 4 月に開催された南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更及び新規指定、南極特別保護地区内での活動の許可条件等を定める管理計画の一部改正及び新規計画、並びに、南極史跡記念物の追加について採択された（※）ことから、国内法制度上これに対応するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

## II 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 の概要

### 1. 別記（施行規則第 1 条関係）

- (1) 既存 4 地区（第 21、第 25、第 36 及び第 50 南極特別保護地区）の区域指定の変更
- (2) 新規 1 地区（第 71 南極特別保護地区）の区域指定

### 2. 別表第四（施行規則第 8 条関係）

以下の史跡を、南極史跡記念物として指定する。

- (1) 第 83 南極史跡記念物  
ルーベ海岸のラルマンドフィヨルドのデターユ島にある W 基地  
（南緯 66 度 52 分西経 66 度 38 分）
- (2) 第 84 南極史跡記念物  
ウィンケ島のドリアン湾のダモイ岬に建てられた小屋  
（南緯 64 度 49 分西経 63 度 31 分）

### 3. 別表第六（施行規則第 12 条関係）

南極特別保護地区ごとに定める要件に、以下に掲げる要件を新規策定、追加、変更するほか、所要の改正を行う。

#### ① 第 4 南極特別保護地区（バレーニー諸島のサブリーナ島）

- 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 当該地区内では徒歩で移動すること。

- 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。等を要件とする。

**② 第 13 南極特別保護地区（パーマー群島のアーサー湾のリッチフィールド島）**

- 「当該地区内では徒歩で移動すること」を要件とする。（変更）
- 「科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。」を要件とする（変更）
- 「当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。」を要件とする。

**③ 第 21 南極特別保護地区（ロス島のロイズ岬）**

- 当該地区内で行える活動に「教育活動」を追加する。（変更）
- 「航空機は当該地区内に着陸しないこととする。」を要件とする。（変更）
- 「科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。」を要件とする。（変更）
- 「当該地区内の陸域及びペンギンの繁殖地から二百メートル以内の海域では野営しないこと。」を要件とする。（変更）
- 「当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。」を要件とする。

**④ 第 25 南極特別保護地区（サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のファイルズ半島）**

- 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。
- 当該地区内では徒歩で移動すること。
- 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築

物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

- 当該地区内では野営しないこと。
- 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。等を要件とする。

#### ⑤第 50 南極特別保護地区（キング・ジョージ島のマックスウェル湾のアードレイ島）

- 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 当該地区内に、一回につき二十人以上（毎年十月一日から翌年の一月三十一日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。
- 当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。
- 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
- 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。
- 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 当該地区内では野営しないこと。
- 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

- 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。等を要件とする。

⑥第 52 南極特別保護地区（ブランスフィールド海峡の西部）

- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。」を要件とする。

➤

⑦第 53 南極特別保護地区（ダルマン湾の東部）

- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。」を要件とする。

- 「当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。」を要件とする。

⑧第 62 南極特別保護地区（デニソン岬のモーソン小屋群）

- 「管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。」を要件とする。（変更）

⑨第 71 南極特別保護地区（キング・ジョージ島のバートン半島）

- 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、原則として、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。
- 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 当該地区内では野営しないこと。
- 当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。
- 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
- 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様

式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。  
等を要件とする。